

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成21年度既修者認定試験問題

民事訴訟法

平成21年1月11日（日） 15：00～16：30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

[第1問] (配点：50点)

Aは、Bとの間で、当時Aが借地上に所有していた建物の増改築工事および同一土地上の店舗使用目的の別の建物の新築工事について請負契約を締結した。ところが、Aは、上記増改築工事および新築工事のいずれについても瑕疵があると主張して請負契約について履行不能ないし履行遅延を理由に解除するとともに、それによって、解体工事、賃料相当額損害金、支払い済み請負代金内金の合計1000万円の損害が生じたと主張し、右内金として400万円の損害賠償を請求する訴えをBに対して提起した。

上記訴えに対してBがAの主張を争ったが、裁判所は300万円の損害賠償を認容する判決を言い渡し判決が確定した場合に、AはBに対して後訴で700万円の残部請求を求めることができるか、また、裁判所が400万円の損害賠償を認容する判決を言い渡し判決が確定した場合に、AはBに対して後訴で600万円の残部請求を求めることができるかについて、それぞれ論じなさい。

[第2問] (配点：50点)

Aは、その所有する本件建物をBに賃貸していたのであるが、Bは本件建物にCを同居させるようになつた。その後、Aは、A・B間において本件建物の賃貸借を解除する合意や本件建物を約束の期限までに退去・明け渡す旨の合意が成立したにもかかわらずB・Cが約束の期限を過ぎても明け渡さないとして、Bに対しては合意解除により、Cに対しては不法占拠を理由として所有権に基づき、本件建物からの退去・明渡しを求めるとして、それぞれに対する訴えを提起した。

上記訴えに対して、Bらは、賃貸借の合意解除や明渡しの約束をした覚えはないなどと主張してAの請求を争い、Bの臨床尋問の結果等を援用した。この臨床尋問は、Bら側の主尋問の終了後立会い医師の勧告によりやむなく打ち切られ、A側には反対尋問の機会が与えられていなかった。

それにもかかわらず、裁判所はBの臨床尋問の結果を証拠として採用することができるかについて論じなさい。

以上